

第369回広島県建築審査会

- 1 日 時 令和8年7月8日（水）10時00分から11時50分まで
- 2 場 所 広島県庁北館1階101会議室（広島市中区基町10-52）
- 3 出席委員 佐々木委員、杉山委員、狭戸尾委員、仁井委員、西本委員、
橋本委員、樋渡委員
- 4 議 題

（1）審 議（1件）

議 題	議 題 内 容	場 所	議 決
第1号議案	建築基準法第48条第5項ただし書きの規定による許可について	海田町	同 意

（2）報告事項

- ・ 建築基準法第3条第1項第三号の規定による指定について
- ・ 建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可について、予め審査会の同意を得て定めた基準に適合するため許可を行った案件について報告
（包括同意許可案件 2件）

- 5 担 当 部 署 広島県土木建築局建築課建築指導グループ
TEL（082）-513-4183（ダイヤルイン）

6 会議の内容（概略）

議 長 それでは、これより審議に入ります。
ただ今の出席委員は7名ですので、広島県建築審査会条例第5条第2項の規定により、この建築審査会は成立します。
それでは第1号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （第1号議案について説明。）

議 長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

委 員 現在は、この小学校の給食室はどのように設置されているのでしょうか。

事務局 敷地北西のちょうど校舎の横に設置されています。

給食室の北側に川がございまして、川沿いの道路に接したかたちで給食室の方があります。これは、この学校だけの給食を提供されているということになっております。今回はそれに加えて「他の中学校も」ということになりますので、共同調理場となり、建築基準法上では工場扱いということになります。

ただし、ここの単独の学校の給食を提供するのであれば、学校施設ということになりますので、特に県の許可等は必要無い状況にはなっております。

委 員 ありがとうございます。

議 長 今回の共同調理場とは、ちょっと離れたところにあるわけですね。

事務局 そうですね。今回は、敷地南側の方に校舎が建てられますので。

議 長 そして中学校は、もっと離れた給食センターにあるということですか。

事務局 広島市内の民間の企業に委託されているというところで、海田町内にはありません。

議 長 他にありますか。

委 員 今までの給食室があった時の臭いとか汚水対策とか、それが周辺の人に影響があったのでしょうか。それがあるから今度は新しくなった時にも、そういう振動なり色々なことが出てきて、それでやっぱり脱臭フィルターをやるとか、汚水対策は色々と下水に直につないで早く処理します、とかなっていますが、それを心配されているのかなとも思うのですが。私もちょっとその辺がわからないので。

この臭いというのは、絶対あると思うのですよ。だから、どういう形になっているのかなと。今までがあったからそういう苦情が出ているのか、新しいことに対してだけなのか、それがちょっと分からなかった。

議 長 既存の給食室について、公聴会以前に臭いに対する苦情があったのかということと、公聴会で既存の給食室の臭いについての苦情・説明もあったのか、その2点についてわかる範囲でお答えをお願いします。

事務局 いずれも現地を見に行った時に、海田町の方から聞いた話をお伝えするということになりますが、まず現状の調理場・給食室については古い基準で作られているというところがあるので、臭いはかなり出るので風向きによっては結構臭いがあるというふうな形では伺っております。

ただ、それに対しての苦情があるという発言は、聞いておりません。今回の公聴会の方からの発言の中でも、現在の給食室に関する苦情というのはございませんでした。

事務局 了解しました。

議長 場所的に住居が周りにはないですね。だから多分なかったんだろうと思われま
す。他に質問のある方おられますか。

委員 中学校のことなのですからけれども、今広島市内にある給食場がこちらに変わるという
ことで、例えばこれまで冷たい給食の提供だったのが、温かいものが提供できるよう
になるとか、そういったことはあるのでしょうか。

事務局 今回の給食提供時の温度という情報は把握していないのですが、広島市内の佐伯区石
内の方から運んできているということがありまして、距離的にはかなりあるので、そ
ういったところも考慮して、海田町の方としては町内に給食を安定供給するという意
味も含めて、共同調理場を設けたいという意向のもと、今回の申請に至っております。

委員 今回、ここで調理した給食は、小学校ではもちろん温かい状態で提供できると思う
のですが、中学校にも温かい状態で提供できそうですか。

事務局 時間的には一番遠い中学校でも 1.8 キロメートルということですので、10 分から
30 分以内ぐらいで、配達できるというふうには聞いております。

議長 推測になりますが、佐伯区であれば、多分中学校で温め直すとかいうのをしない限
り、保温してもちょっと無理かなという感じはありますけど。

委員 地図では海田小学校等の表記もあります。近隣の他の小学校は、それぞれの小学校
に給食室があるということなんでしょうか。

事務局 今回の申請敷地以外に、他に 3 つ海田町内に小学校がございまして、現状はそれぞ
れの学校で給食室を設けて調理をしているというところでございます。

将来的な話としてその 3 校についても、何らかの共同調理場を設けたいという意向
があるというふうには伺っております。

今はそれぞれの学校に給食室があるということですので、特段建築上の規制はない
のですが、今後、もしこれらも同様に 1 箇所に集約ということであれば今回と同じよ
うに、できれば工場が立地するところに適地を探していただくのが一番なのですが、

そこが検討の結果が難しいということになれば、同様の許可申請ということも考えられます。

議 長 だから、中学校は遠くでやっているからもうここに集約するけど、小学校はもうそれぞれやっているから集約まで至らなかったという感じですね。

事務局 そうですね。

今回の計画の時には、まずは中学校について現在委託している時期が切れるという時期も見据えて、今回の東小学校のところに計画をされています。

他の小学校に関して言うと、今おっしゃっていただいたように、それぞれに給食室があるので今回の集約の対象には今はしていない、というところでございます。

議 長 はい、わかりました。他にご質問のある方、おられますでしょうか。

質疑等もないようですので、原案の通り同意することということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長 それでは、第1号議案については、原案の通り同意することといたします。
ありがとうございました。

議 長 次に、報告案件です。

報告第1号として、建築基準法第3条第1項第三号の規定による指定について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問はございませんか。

委 員 適用除外の趣旨はよくわかるのですが、この施設の利用頻度というのはどんなものなのでしょうか。

事務局 今博物館として使用されていて、興行場法の制限がかかっております。

その制限によれば月に数回程度しか使えないという状況になっておりますので、使ったとしてもそれぐらいの程度になっております。

具体的に色々なイベント等がこれまでされていると聞いております。

委 員 ちょっと補足します。この建物は本当に素晴らしくて、観光案内所みたいなのがあるんですね、上下町に。そこが直結して、ここに案内してくださるので。

イベントとかは月1・2回かもしれないですけど、ここを訪ねた人が、結構、内部をさせてもらえるということがあります。我々も1時間から2時間ぐらいかけて案内いただきました。補足でした。

議 長 ありがとうございます。

委 員 私も素晴らしいと思います。

実際、私も見に行ったことがあるので、素晴らしさはわかるのですが、結構前に行ったものですから、今どれくらい活用されているのかなということで、ちょっとお聞きをしました。

委 員 活用はほとんどないですね。

委 員 そうですね。だから建物自体が歴史的価値があるということですよ。

議 長 滅多にない建物なんですよ。他に質問のある方。

委 員 もう審議されている内容だと思うのですが、要は正面じゃなくて裏側を増改築するという感じですよ。これって文化財的に価値が落ちたり、その辺はどんな感じなんですかね。そこまで価値が落ちないから、OKが出ているのだと思うのですが。

事務局 そうですね、市が設置した専門委員会では、建築史、文化財保護に関して専門分野の委員が座長となられて、その辺の文化財の視点というのは、非常に重要視をされながら議論をさせていただいております。

実際に敷地北側の一部は、土砂災害特別警戒区域にかかっておりますので、予防対策の方も含めながら整備するということで、一部増築計画にも影響を及ぼしている状況でございます。

あと本体の方については、極力文化財価値をまずは落とさないというところを前提に、議論が進められておりますので、そういったところも配慮され、判断されていきます。

議 長 ほかに質問のある方。

議 長 先ほどまた今後報告があるとのことですが、まだ報告があり得るのか、それから議

案になることがあり得るのかをちょっと教えていただけますか。

事務局 先ほどご説明させていただきましたけれども、改修工事の予定がまだ市の方として未定というところがございます。

今後何年後に改修するかというのはちょっと不明なところがございますので、その中身が変わるということになりますと、現状では、市の専門委員会の方で確認して、基準にあっているかどうかを確認しておりますので、変更が生じたときには市の専門委員会で審査するということになります。

建築審査会については、また変更が生じればご報告させていただくことになります。

議長 議案になるケースではないということですか？

事務局 はい。

本来であれば建築審査会に同意を得るようにはなるのですが、市の方で専門委員会を立ち上げておりますので、そちらが県の基準に合っているかどうかということを確認すれば、こちらの県の建築審査会の方には同意を求める必要はないということになっております。

そのため、建築審査会にはご報告をさせていただくということにはなろうかなと思っています。

議長 ありがとうございます。それでは、報告第2号に行ってよろしいですかね。

(意見・質問なし)

議長 次に、報告第2号としまして、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可で、同意の取扱い基準に適合するため許可したもの2件について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (報告第2号について説明)

議長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問はございませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、質疑等もないようですので、これで報告案件の説明を終了し、本日の建築審査会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

7 会議資料

- 第1号議案
- 報告第1号
- 報告第2号